

基本目標 2. あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に責任を持って、家庭、職場、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようにすることが大切です。あらゆる分野において男女共同参画が図られるよう、意識啓発と環境整備を推進します。

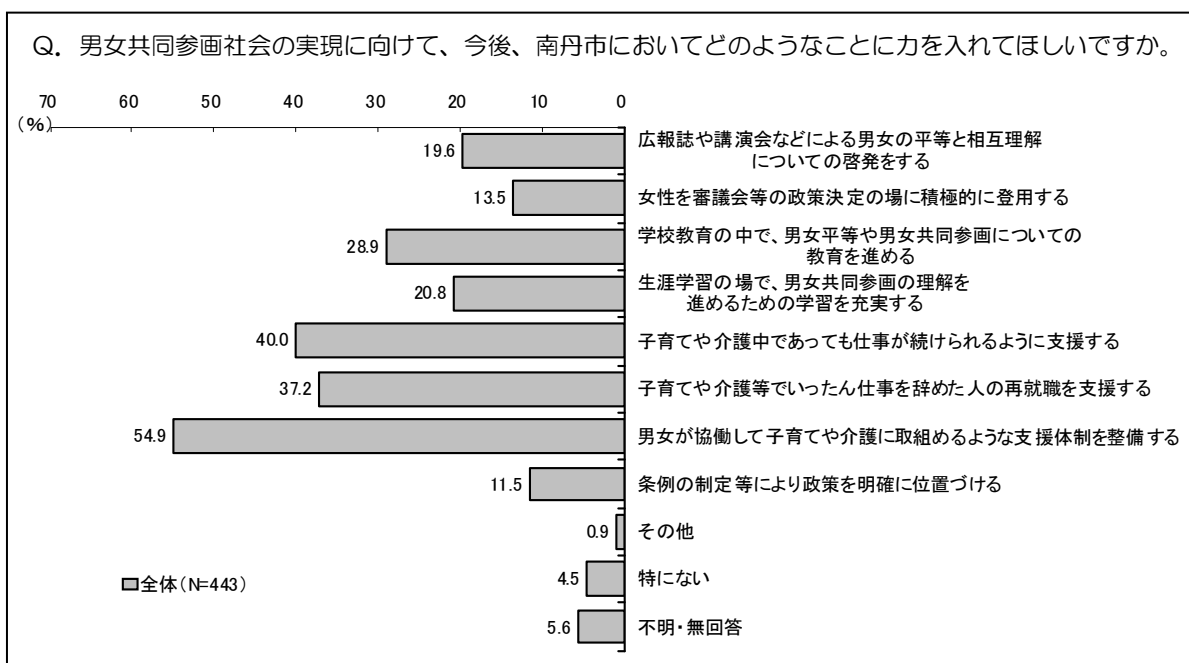
市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、企業や団体等への働きかけを行います。

また、女性団体の活動を支援するとともに、地域おこしなどの新たな取組を必要とする分野において幅広い視点で男女共同参画を推進します。

重点課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

近年は、女性の就労率が上昇しており、子どもを持つ女性が就労していることも多くなりました。若年層の家庭では、共働き家庭の一般化と就労形態の多様化により、男女が平等に家事等を分担する傾向もみられます。しかし、本市においても、中高年齢層の家庭や、農山村において性別による固定的な役割分担意識が強く残っており、「男は仕事、女は家庭」という役割分担が解消されないままに、「男は仕事、女は仕事と家事、育児、介護」という形で、女性の負担が過重になっている状況がみられます。このことは、市民意識調査において男女共同参画社会の実現に向けて市に力を入れてほしいこととして、「男女が協働して子育てや介護に取組めるような支援体制を整備する」が5割以上と最も高くなっていることから伺えます。男女共同参画社会の実現のためには、女性の家庭生活や地域活動での負担の軽減が図られることが必要であると同時に、男女の意識を変えていくための様々な支援が必要です。



施策の方向

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活における役割分担について、日常生活の中で、夫婦間等において話し合いが行われ、家事・育児・介護等について夫婦等の新しいパートナーシップが構築できるよう、働きかけを行います。

具体的施策	施策の内容
14 家庭生活における男女平等の推進	・家庭における男性と女性の固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事、育児、介護等の家庭的責任を担うことができるよう講演会や広報等による啓発に努めます。

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアやNPO活動、地域活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

具体的施策	施策の内容
15 地域活動への男女共同参画の推進	・地域の自主的な取組を支援するとともに、男女が共に地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ・自治会やPTA等の地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取組まれるよう、啓発を行います。



重点課題2 政策・方針決定過程への男女の参画の拡大

【現状と課題】

私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、だれもが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定過程での男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能になります。しかしながら、女性の政策決定過程への参画は、まだまだ遅れているのが現状です。本市では、平成20年（2008年）7月現在の市職員（453人）に占める女性の割合は44%となっており、また課長補佐級（58人）に占める女性の割合は21%、管理職級（55人）に占める女性の割合は18%となっています。また、市の審議会等においては、女性の参加のない審議会等もあり、全体としては、8割が男性の委員で占められています。

国では、平成15年（2003年）6月に男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進」が決定され、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための施策を推進しています。その決定の中では、社会のあらゆる分野において、平成32年（2020年）までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう目標が定められています。

このような意思決定過程への女性の参画を進めるためには、女性自らが力を持った存在になる（エンパワーメント※8）ための支援や人材育成を図るとともに、様々な分野に応じた積極的改善措置（ポジティブ・アクション※9）を具体化していくことが大切です。



施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

政策・方針決定過程に女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、審議会等委員への女性の参画を促進します。

具体的施策	施策の内容
16 審議会等委員への女性の参画促進	・ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会等において、女性委員の占める割合が1/3以上となるよう、女性の登用を促進し、男女のバランスの取れた審議会を目指し委員の選出に努めます。
17 公募制度の導入促進	・ 市政により一層の民意を反映させるため、審議会等委員の公募制度の導入を促進します。
18 女性の地位向上の促進	・ 社会の様々な分野において指導的地位に女性が占める割合が30%程度となるよう努めます。

(2) 女性の職域拡大

女性の意欲と能力に応じた登用を行い、女性の職域拡大や、能力の向上を目指します。

具体的施策	施策の内容
19 女性の職域拡大と管理職への登用促進	・ 女性の職域拡大及び能力開発を一層推進するとともに、管理職への登用促進に努めます。 ・ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。

重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進

【現状と課題】

女性の新しい発想や多様な能力を生かすことができるよう、地域おこし・まちづくり等様々な分野へのチャレンジ支援を進めていく必要があります。

平成17年(2005年)12月に国において策定された「男女共同参画基本計画(第2次)」では、男女が共に個性と能力を発揮できる社会を実現するため、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」、従来、女性の参画が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」の3つのチャレンジ支援の推進が掲げられています。

「横へのチャレンジ」として、地域おこし、まちづくり、観光等の分野への女性の参画が求められます。これらは、生活に身近な分野であり、男女が共に参画し、様々な発想、地域の活性化、暮らしの改善が求められるものです。近年、女性、高齢者層といった世代の人々が満足できる多様な余暇の楽しみ方が増えるなど、観光を取り巻く状況は大きく変化しています。

本市においては、「横へのチャレンジ」として、様々な女性たちが地域の中で、まちづくりに取り組んできました。長い歴史を持つ婦人会などの女性組織活動。手工芸品や着物リフォームなどの創作活動。郷土食や地域特産品などの加工。環境問題など時々の社会問題への取組。暮らしの中のいろいろな場面で女性たちは自らの地域の課題を捉え、学習や体験、交流、環境保全活動などの実践を通じて地域づくりに貢献してきました。

こうした様々なグループが連携を深め、新たなネットワークづくりを進めており、女性たちの活動が全市的な広がりを持てるように支援することが求められています。

一方、女性の社会進出が進んだと言われる今日でも、仕事を続けたいと希望しながら出産により退職を余儀なくされている例も多くみられます。また、子育てが一段落してから再び仕事に戻ろうとしても、本人の希望する仕事に就くのが困難な状況もみられます。このような境遇に置かれた女性の意欲と能力を生かせる環境をつくることは、本人にとっても、企業や社会全体にとっても有益です。更に、意欲と能力のある女性が社会の様々な分野で活躍することができるよう、女性の起業や「再チャレンジ」を支援していくことが必要です。

また、本市には、「かやぶきの里」や「るり溪」など全国的にも有名な観光資源があります。これらの資源を活用し、自然と伝統を守りながら更なる魅力ある観光地づくりを進めるためには、女性の感性や経験が生かされることが必要であり、女性の地域おこし、まちづくり、観光等の分野に新たな活躍の場を広げることが求められています。

施策の方向

(1) 女性のチャレンジ支援の推進

女性の意欲と能力を生かすため、技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、チャレンジ支援を推進します。

具体的施策	施策の内容
20 職業能力等を開発するための支援の充実	・女性の職業能力の開発等のため、らら京都や京都府ジョブパークとの連携のもと、講座等の開催情報や、起業に関する情報や学習機会を提供し、女性の起業を支援します。
21 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催	・再就職希望者に対し、公共職業安定所等、関係機関との連携のもと、情報提供を行います。

(2) 女性団体等の活動支援の推進

男女共同参画の取組が全市的な広がりをもって推進されるよう、各種女性団体やグループなどの活動を支援します。

具体的施策	施策の内容
22 女性の交流、活動への支援	・広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動と広い視野が養えるよう、女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。
23 男女共同参画推進拠点の確立	・女性団体やグループ等の地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。

(3) 地域おこし、まちづくり、観光への男女共同参画の推進

地域づくりを推進する活動や、地域の文化・産業に男女が共に参画して新たな視点で見直すことにより、地域おこし・まちづくりを進め、更にはそれを基盤とした観光施策を推進することで、地域全体の活性化を図ります。

具体的施策	施策の内容
24 地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進	・地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、人材育成や情報・学習機会の提供に努めます。